令和６年度第２回大阪府依存症関連機関連携会議・議事概要

◇　日 時：令和７年３月５日（水）午前９時45分から11時45分まで

◇　場 所：マイドームおおさか

◇　出席者：20名（うち代理出席４名）

１　開会

* 会議の公開・議事録の取扱いについて

会議の実効性を高めるために本会議は非公開とするが、議事については要旨を公開する。

２　議事

（１）令和６年度大阪府依存症対策強化事業の実施状況について

事務局説明

　　　〇令和6年度　大阪府依存症対策強化事業の実施状況について【資料１】のとおり説明

（２）各部会の報告について

各部会長より報告

　　　○アルコール健康障がい対策部会【資料2-2】

○薬物依存症地域支援体制推進部会【資料2-3】

○ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会【資料2-4】

（３）大阪アディクションセンターの活動について

事務局説明

〇令和6年度　大阪アディクションセンターの活動について【資料3-1】、令和6年度　OAC交流イベント報告【資料3-2】のとおり説明。

　　　議事１～３についての確認事項等

〈弁護士会〉

・　自己破産をする場合は、弁護士が何回か本人に会ってやりとりしないとできない。弁護士が直接本人と会わず、債務整理を行うことはできない、この行為は、懲戒事由にあたる。

・　債務整理で関わっているご本人は、医療機関に行くお金がなく、行政機関への相談も敷居が高い中で、自助グループに行くということしかない。ギャンブルやアルコールによる借金は、本来、免責不許可事由に当たるが、「自助グループに通う」などの生活の立て直し計画を提出することで、免責の可能性がある。

・　弁護士は、破産手続きが終わるまで、ご本人と伴走する必要がある。とても難しいことであるが、弁護士が債務整理に関わっている間、施設担当者の方が治療機関や行政機関とつなげていただけると、ありがたい。

〈会長〉

・　借金問題の対応について、適切に対応してくれる人がだれかを知っておくことが大事である。依存症で困っておられるご本人やご家族にとっては、それを見極めるのがとても難しい状況にあるかもしれない。

〈当事者〉

・　司法書士会等の債務整理の専門家と、十数年前から一緒に借金問題に対応している。依存症への対応をせずに、借金を整理しても、また、借金を作ってしまう。司法書士の中には、自助グループに通って、ハンコをもらってくるようにという方もいて、自助グループでも、日付と会場名を書いてハンコを押している。借金問題に、泣いている家族がいて、本当につらい。

　　（４）　その他（本日の議事や各関係機関・団体の今年度の取組みについて）

　　　〈民間支援団体〉

* インターネットを介して弁護士に債務整理を依頼して、不適切な対応を受け被害を受けるケースが見られている。

・　　警察庁や消費者庁が、去年より、違法なインターネットギャンブルの啓発に力を入れていて、非常にありがたいが、広がりの波が大きすぎる。

・　 インターネットギャンブルをしている人を摘発することもいいことだが、そろそろライセンスを与えて、合法なカジノと違法なカジノをきちんと識別すべきではないかという意見が、カジノ事業者やそれを推進する人たちの中からでてきている。ヨーロッパでも同じような状況になり、ライセンス制が導入されたところもあるので、単純に喜べない。

　　 ・ 当会としても、令和６年5月に内閣府と各都道府県へインターネットギャンブルの規制を求める要請を出した。令和７年３月には、近畿財務局を通じて金融庁に、オンラインギャンブルの規制を求める申し入れをする予定である。内容は、金融機関に対して、広告サイトに、「ギャンブルの広告を載せない」や「消費者金融へのリンクを掲載しない」など。

・　　大阪府では、依存症対策を多彩にされていて、感服するところ。だが、令和７年度の府の依存症対策予算は、少し増えているがまだまだ少ない。また、寄付金ではなく、公の予算で、当会の活動も充実するようにしてほしい。

　　　〈薬剤師会〉

* 医療品医療機器法改正案が、令和7年2月12日に閣議決定された。
* 改正案では、OTC（薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品）関係のことでは、「若年者を中心に風邪薬等の一般用医薬品の濫用が拡大しており、乱用防止に関する周知・啓発等の取組に加えて、薬事規制の側面からも、多量・頻回購入の防止を徹底する必要がある。」「濫用等のおそれのある医薬品を販売する際、薬剤師等に、他の薬局等での購入の状況、必要な場合の氏名、年齢、多量購入の場合の購入理由等必要な事項を確認させ、情報提供を行わせること等を義務付けるべきである。」「販売方法については、20歳未満への大容量製品または、複数個の販売を禁止するとともに、20歳未満への少容量製品または20歳未満への大容量製品もしくは複数個の販売に際しては、対面または、オンラインでの販売を義務付けるべきである。」という案が閣議決定され、令和６年度中には、施行されるだろう。
* この法改正が、どのくらいの効果があるか。国は、規制をかけてしまうので、OTCが購入しづらくはなる

が、実際、依存症の方にとって、どうなのか不明なところ。当会としては、非常に難しい立場である。

* 学校薬剤師が、学生に対して、これまで通り啓発を行っていく。

　　〈精神保健福祉センター〉

・　　大阪府で啓発や支援のツールをたくさん作ってくださっていて、それらを活用していけるように底上げして　いかないといけないと改めて感じた。

・　　アルコール健康障がい対策部会の報告の中で、精神的なケアや関係性があれば、依存症専門治療を必要としないと認識している支援者が、専門治療につながった方を転院させてしまうことがあるという話を聞いて、驚いた。

　　　・　　今年度の連携におけるトッピクスとして一番大きかったのは、全日本断酒連盟の全国大会を当市において開催できたことである。

・　　ここ数年、司法関係との連携に力を入れており、今年は、刑務所との連携に力を入れた。あと、市内の依存症治療機関や依存症専門医療機関とも、お話をして、課題を共有したり、プログラムを見学させていただいたり、事例検討会をすることができた。

　　　・　　これからは、職域や地域の連携をいろいろ考えていきたいことと、もう少し庁内での連携を固めていきたい。自殺対策の流れの中では、母子や教育、児童福祉の分野との連携を進める基礎はできてきたかなと思っている。

　　　　〈学識経験者〉

　　　・　　ギャンブル等の問題に関しては、大学生時代から簡単にお金が借りられ、任意整理をして、ひたすら借金を返している方がいる。若者は、ダブルワークやトリプルワークをしていて、なかなか治療に来ることができない。それでも、医療機関での集団療法は、満員であり、受け入れが難しい状況。

　　　・　　市販薬の問題は、女性、トラウマのある方が多い。若者は、精神科受診へのハードルが高い。ＳＮＳで知って、市販薬を大量に使われてしまうと、医療機関を受診して処方される薬よりも効果があり、市販薬を使いながら、生き延びている。市販薬の販売規制をして、手に入らなかったときに、どうなるのかと思う。若者を守ろうとすると、規制だけでは難しい。

・　　アルコールについては、若者はアルコールを飲まなくなっている。ただ、体質の問題や家庭環境の問題があり、若くて依存症になる方もいる。女性の依存症も多い。

　　　・　　薬物依存については、LSDや大麻、MDMAがネットで簡単に手に入ってしまう。逮捕ではなく、支援でなんとかしたいと思う。

〈民間支援団体〉

　　・　　当会への相談は、10代から30代で8割占めている。借金問題だけでなく、近年は、犯罪がらみ（闇金や闇バイト）など、重症化した方からの相談が増加。借金額も、1,000万円超えの相談が　　多く、　驚いている。インターネットギャンブルで、短期間に借金が増えてしまう。有名人を起用している広告があり、違法とわからずに手を出してしまっている。無料版では、違法でないという言い方がされ、有料版に移行すると違法になっていることもある。

・　　大阪にカジノができるということであるが、今でも対応が十分でないのに、もっと大変なことになることは想像されるので、早急に依存症対策をしてほしい。予算も増やして、より若者を助ける対策に取り組んでほしい。

　　　　・　　依存症の理解を広めること企画をしたイベント（令和7年５月11日開催）と、　ギャンブルの借金で闇バイトなどの罪を犯さないように助けになりたいという思いから作成したSTOP闇バイトの啓発チラシと、回復した当事者が開催しているWEBミーティングの案内チラシを持参したので、案内してほしい。

　　　〈自助団体〉

　　　・　　当団体では、毎年２月に会員・家族向けの勉強会を開催している。今年は、アルコール依存症以外の依存症を学ぶということをテーマに、ギャンブル等依存を診ておられる精神科医師や民間支援団体から体験談を語っていただいた。

・　　ギャンブル等依存症やインターネットの問題等幅広い依存症のことを学ぶことができた。また、ギャンブル等依存症のご本人やご家族の体験談を話していただいて、根本的にご家族が受けるダメージがアルコールと似ているところがある。他の団体（自助グループ）の方と交流や連携していければ、お互いのためになるのではないかと思った。

　　　・　　全国的にも、会員の減少がテーマのひとつにあったが、会員数が3倍くらいになっている地域も府内にある。専門病院や専門クリニックからつながっている方が多い。会員が、病院に行って、患者さんに寄り添うことが功を奏しているようで、時代の問題や社会資源の問題もあるが、ニーズがあると確信している。入りやすく去りがたい団体をめざして活動をしていきたい。

　〈保護観察所〉

　　　・　　薬物が問題で罪を犯して、刑務所から出所した方や、執行猶予の方を中心に、薬物再乱用防止プログラムを実施して、断薬等々を働きかけている。保護観察が終わったあとに、支援の枠組みをどう継続していくかがポイント。

・　　医療機関、回復施設、自助グループの皆さんに、プログラムに参画いただき、顔つなぎだったり、団体を知ってもらうことで、プログラムが終わった後や、途中からでも、つながっていけるように働きかけている。医療機関には、本人の同意を得て、医療機関の治療や治療プログラムを受けることも情報共有しながら、本人の断薬を進めている。

　　　・　　薬物以外にも、アルコールやギャンブル等の依存が原因の方もいるので、この会議を通じて、情報を得て、つないでいけるような働きかけをしていきたい。

〈矯正施設〉

　　　　・　　刑が確定している人に、それぞれの課題に対して、指導や支援を行っている。依存症に関する指導としては、薬物はもちろん、アルコールやギャンブルに対しても、それぞれプログラムがある。

　　　　・　　薬物については、昨年度から、出所後、社会においても、薬物依存からの回復に向けた治療・支援につながることを目的としたプログラムを実施しており、自助グループや精神保健福祉センター、民間支援団体などに協力をいただいている。

　　　・　　職員の知識向上や関係機関との関係の強化をしている、また、プログラムについても、充実したものになるように取り組んでいる。治療拠点機関の医療機関における治療プログラムの見学や、研修の案内をいただく等、交流、つながりを深めている。また、保護観察所にも協力いただき、プログラムを見学予定。

 ・　　プログラム対象者の大半は、支援者が存在することをそれほど知らない。依存症の指導教育に加えて、社会資源の情報提供やそこにつながる動機づけを高めることが重要な役割である。入所中に、少しでも多くの社会資源の方たちに直接会って、疑念点を解消したり、話を聞いてもらうという体験をしてもらうことによって、出所後の支援につながるハードルを下げられるよう、また、その機会を増やせるようにしていきたいと思っている。

　〈精神保健福祉センター〉

　 　 ・　　依存症の相談員を特別に配置している。相談件数について、細かい数字は出ていないが、令和5年度と6年度の相談件数を比べると、ギャンブル等に関しては増加傾向。また、専門医による相談も同時に行っており、昨年度の相談件数と、大きな変化はない。

・　　連携という点に関して、当市においてもＯＡＣミニフォーラムを令和６年11月に開催。

・　　府との共同事業として、当市にある４つの高校に対して予防啓発の出前授業（予防啓発教育普及事業）を行ったことに加え、各種団体との連携を進める事業（連携モデル構築事業）として、令和７年3月14日に事例検討会を実施する予定。

〈民間支援団体〉

・　　長期入院の方の退院支援で依存症の支援をすることも多くあり、退院後、自助グループになかなか繋がりにくい方、行けない方も一定数おられる。自助グループに繋がるために、アウトリーチ型の活動が仕組みとして確立をしていけば、地域生活の定着にも大きな役割があるのではないか。

・　　所属している機関の相談業務の中で、10代20代の方の軽度の知的障がいや、発達障がいの方からの相談では、対人関係での課題に関する相談で、ゲームを通じて、関わった方とのトラブルや、ゲームの課金の借金の相談が少しずつ増加。債務整理についても、スマホで出てきた広告先へ相談して、高額の手数料を取られるなど、返済に悩むケースもあった。若者は、直接会わずに解決できるなら、そちらの方が良いと考える方も多いのかと思う。

・　　ビジネス的に医療や福祉に参入している業者もあり、せっかく支援体制ができていたところを、連携を崩してしまうことがある。また、自立支援医療の登録医療機関についても、本当に専門的治療ができているのか疑問をいだくような機関が登録していると感じることもある。

〈精神科診療所協会〉

　　　・　　依存症の治療に関わる医療機関が少ない。特に、ギャンブル等依存。

　　　・　　当協会の中でも、講演会・勉強会を通して、積極的に受けてもらえる医療機関を増やしていこうという取組をしている。感覚としては、初診で、ご本人に来ていただくのは難しく、ご家族の悲痛な電話が入ることが多い。まず、来院いただけるまでの間に、できれば法律相談や自助グループに行っていただくというような案内をするようにしている。

　　・　　受診に来られた方に、自助グループをおすすめする。孤立している方も多く、集団が苦手だといわれることも多い。まず何回かでも行ってきてくださいとおすすめしている。

　　　・　　WEBミーティングの情報は、積極的にご紹介させていただきたい。できるだけ長く支援や治療に繋がっていただくことは、ご本人が回復する一助だと思うので、取組を続けていきたい。

　　　〈精神科病院協会〉

・ 　相談員の立場で、患者さんの生活の立て直しをしている。患者さんもご家族も、それぞれ感情のぶつかり合いがある。それを整理して、入院当初は、お互いにものすごく反発し合っていたのが、だんだんと回復するようになって、家庭でも、平穏に生活して、そこに家族の存在がある。家族のありがたさを改めて感じるケースがある一方で、やはり家族との関わり・関係でトラウマになってしまって、薬物乱用にはまってしまう患者さんの存在もある。特に女性が多い。

・　　トラウマは、なかなか治りにくく、完治するのは、難しい。回復しているように見えても、かさぶたができているのかなという感じ。家族関係から、ふとしたことで、かさぶたが取れて、すごく出血してしまうこともある。かさぶたが取れて出血しているというのは、元の悪い環境「処方薬の乱用」のところに戻ってしまっていることを指す。それだけ自己肯定感のなさというか、自己否定の塊になってしまうというような図がある。

・　　薬物依存症地域支援推進部会の報告で、SNS上でのつながりがあるという報告がありましたが、我々から見て、SNS上でのつながりに頼っているという姿も、必死になって生きていることには変わりはない。あからさまに否定や制止するということもしにくく、そのあたりに、トラウマの大きさ、処方薬の乱用に対する支援に難しさを感じている。

〈関西アルコール関連問題学会〉

・　　1978年に、関西アルコール医療研究会ができた。はじめは、医師だけの会だった。アルコール関連問題学会になり、いろんな支援者に広がって、当事者も入り、アルコールだけでなくいろんな依存症に対して対応している。医療だけでなく、地域支援・生活支援にも広がっているおり、ネットワークづくりを基本にしている。

・　　令和6年11月に同志社大学のキャンパスで2日間にわたって、京都大会があり、430名集まった。

　　　関西は活気がある。

・　　いろんな依存症に対して、時代の変化に合わせた対策をとっていかないといけない。本当に多くの地域の支援者が集まって活発に議論し、最近ではオンラインを使ったような会議もして、研鑽している。日本アルコール関連問題学会から、日本アルコール嗜癖関連問題学会に名前も変更していき、広がりをもっていくのかなと思う。関西の特徴は、断酒会の方も会員になれること。

　　〈当事者〉

・ 　ギャンブル依存症の自助グループをもっとうまく使ってください。冊子代の数百円と、運営のためにワンコイン（100円）だけの献金をお願いしている。日曜日から土曜日まで大阪でGAがない日がほぼない。行政機関の案内にも、連絡先を掲載してもらっていて、どんどん電話がかかってきている。わたしも、回復の道で、仲間に助けてもらった。

・　　自助グループの30周年には、会場には全国からGA、ギャマノン、医療、司法等の150名の方が集まった。学識経験者や法律の専門家に協力をいただきながら、やってきている。積み重ね、継続は力である。

・　　クロスアディクションの人が非常に多い。ほかの依存症の自助グループも会合によく来てくれている。明るいところに回復があると思っている。

〈回復施設〉

・　　令和7年7月頃に、全世界のAAの90周年が、カナダのバンクーバーである。当施設からも、スタッフが3名自費で参加し、現地の回復施設の見学をする予定。

・　　日本は、40年遅れて回復プログラムが入ってきている。埼玉で令和７年3月末に、日本のAAの50周年が開催される。当施設から利用者とスタッフ含めて、参加する予定。

・　　いろいろな方のご支援やご協力を得て、回復施設として、現在44年目を迎えることができている。福祉の資格取得の勉強をするとか、いろいろな研修会に参加して、現状にあった支援ができるスタッフ・しいては回復施設を目指している。

〈弁護士会〉

・　　更生保護施設に法律相談に行った。入所したばかりの方は、まずスマホ持っておらず、自助グループの　情報を得ることもできず、所持金も少ない。まずは、ポスターやパンフレットを常備しておいてほしい。できれば施設からも声掛けをしていただけるとありがたい。本人の前科については、施設は知っており、覚せい剤などの薬物依存の課題については知ることができると思うが、ギャンブル等依存については、わからないこともあり、支援につながりにくい可能性があるのではないかと思う。

　　〈近畿厚生局〉

・　　薬物依存の方に対して、精神保健福祉士、公認心理士の専門資格を持った方を雇用して、個別の

面接を実施。主な対象者は、大阪地方検察庁と連携をして、薬物事犯で検挙され検察庁に送致され

た方のうち、初犯者の方、執行猶予が見込まれる方かつ保護観察がつかない方を、地方検察庁でお声

をかけてもらっている。支援を希望する人に対しては、週１回～月１回の頻度で、個別面談を実施。そ

のほかにも、リーフレットをみて、ご連絡いただいた方も対象としている。

・　　今年度は、初めての試みではあったが、府内の関係機関、更生施設や精神保健福祉センター等に声をかけて、勉強会を実施。実際に支援をしている人の中でも、違法薬物がどういうものかわからないという声もあったので、参考になればと違法薬物の現状とか、実際の違法薬物を見ていただいたり、捜査機関や判定施設も併設しているので、関連施設の見学も行った。

　　〈司法書士会〉

　　・　　当会では、大阪府の補助金（依存症早期介入・回復継続支援事業）を利用して、二つの事業を展開。１つは、ギャンブル問題の回復に関わる機関に、定期に出張で法律相談を実施。具体的には、治療拠点機関で、令和７年1月から、第4水曜の回復プログラムのある日の15時から17時に出張相談をしている。来年度からは、他の回復施設に対しても、同様に実施したいと考えている。　もう一つは、地域連携を主眼に置いたシンポジウムを、令和6年12月14日に開催。

・　　ほかにも、ギャンブル問題に配慮できる司法書士を養成しようということで、令和７年2月4日に、弁護士を招いて、会員研修を行った。この研修は、出張相談の相談員の要件も兼ねている。

〈保健所〉

　　・　　東ブロック（寝屋川市・枚方市・守口・四條畷保健所管内）で令和６年12月６日にOACミニフォーラムを開催。参加者43名。テーマは「つながろう回復の輪」ということで、講義と体験談をお話いただいた。感想には、「新しい関係機関と知り合えた」などというご意見をいただいており、継続し実施していきたい。

・　　本日、委員の皆さまからお聞きしたご意見を持ち帰り、今後のよりよい支援につなげていきたい。

（４）その他

事務局説明

・　　大阪府依存症理解啓発府民セミナーの案内【参考資料８】

事務局から連絡

・　　今後の会議のスケジュールについての説明。

3　閉会